

軽度者の福祉用具貸与の取扱いについて (令和5年6月1日から以下の取扱いとします)

1. 概要

要介護1の者等（以下「軽度者」という。）は、その状態像から見て使用が想定しにくい種目（表1）については、原則として貸与対象外となっています。

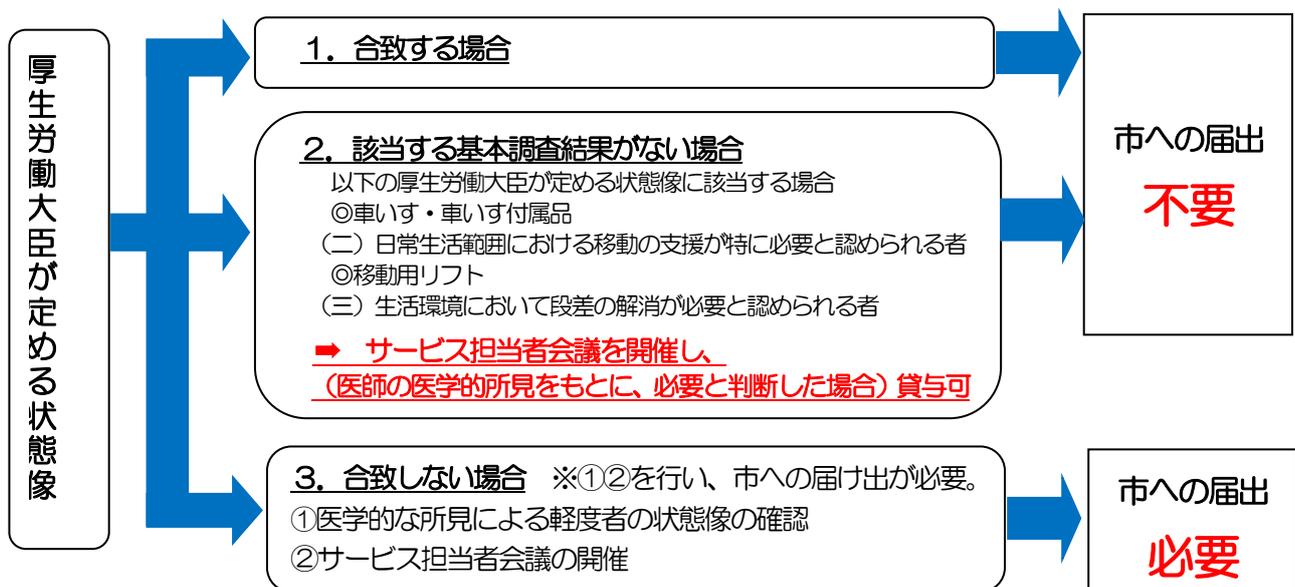
ただし、軽度者においても、一定の要件を満たし、疾病その他の原因により福祉用具が必要な状態に該当すると判断された場合に、市へ「福祉用具貸与例外給付届出書」を提出し、審査の結果、例外給付が認められます。

(表1) 原則、軽度者に対し福祉用具貸与の算定ができない種目

軽度者区分	種目
要支援1・2、要介護1	車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置
要支援1・2、要介護1 要介護2、要介護3	自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

2. 届出対象者

・直近の認定調査の結果を用いて、「厚生労働大臣が定める状態像」に合致するかを確認し、「合致しない場合」に該当する方。**※別紙<厚生労働大臣が定める状態像>確認表を参照。**



3. 提出書類

- ①福祉用具貸与例外給付届出書
 - ②居宅サービス計画書の写し（1表）または、介護予防サービス・支援計画書の写し
 - ③サービス担当者会議録の写し（4表）または、介護予防支援・介護予防支援経過記録の写し
- ※①または③に、医師の医学的所見の記載がない場合は、医師の医学的所見の記載のある書面の提出が必要です。
- ※ ご提出いただいた添付書類はお返しいたしません。
- ※ 第一庁舎窓口又は、郵送でご提出ください。

4. 福祉用具貸与例外給付届出書の確認

届出後、「例外給付の確認結果のお知らせ」をケアマネジャーに後日、交付します。

※届出を提出しても貸与の必要性がないと判断された場合は、介護保険による貸与はできません。

あらかじめ自己負担の可能性を説明してください。

5. 市への「福祉用具貸与例外給付届出書」の提出の流れ

介護度確定者の新規利用の流れ

①「厚生労働大臣が定める状態像」に合致しない



②ケアマネジャーによる
利用者の身体状況等状態の確認



③サービス担当者会議の開催
福祉用具の必要性について検討



④福祉用具貸与の開始

↓※利用者に対し自己負担の可能性を説明してください。

⑤市に「福祉用具貸与例外給付届出書」を提出

↓ (利用開始月末までに提出)

⑥市より「例外給付の確認結果のお知らせ(文書通知)」

(受付から1週間程度)

(適用期間：受付日を含む月の1日

～現在の認定の有効期間終了日)

介護度未確定者の新規利用や継続利用の流れ

①「厚生労働大臣が定める状態像」に合致しない



②ケアマネジャーによる
利用者の身体状況等状態の確認



③サービス担当者会議の開催
福祉用具の必要性について検討



④福祉用具貸与の開始・継続

↓※利用者に対し自己負担の可能性を説明してください。

⑤市に「福祉用具貸与例外給付届出書」を提出

↓ (新しい認定結果通知日から30日以内に提出)

⑥市より「例外給付の確認結果のお知らせ(文書通知)」

(受付から1週間程度)

(適用期間：新しい認定の有効期間)

【注意事項】

(1)「ケアマネジャーによる利用者の身体状況等状態の確認」とは？

医師の医学的な所見(下記ア～ウ)のいずれかにおいて、例外給付の対象とすべき事案(類型i～iii)に該当することを確認できる内容の記載が必要です。

単に医師が福祉用具を必要であると判断している場合や病名が合致している場合だけでは認められません。

(例) 主治医意見書の診断名に「パーキンソン病」、特記事項に「特殊寝台が必要」と記載されていても、それだけでは類型i～iiiに該当するか不明であることから、認められません。

(例) 喘息発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

医師の医学的な所見

ア. 主治医意見書 イ. 診断書 ウ. ケアマネジャーが聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見(※)

※ 聴取した医師の所見及び医師名を、居宅サービス計画書(介護予防サービス計画書)に必ず記載してください。

例外給付の対象とすべき事案(類型i～iii)

- i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

(2)「サービス担当者会議の開催」とは？

例外給付の対象とすべき事案(類型i～iii)に該当することが確認できた場合には、サービス担当者会議を開催し、医師の所見をもとに福祉用具が必要な状態であるかどうかを検討します。

別紙：軽度者の福祉用具貸与の取扱い <厚生労働大臣が定める状態像> 確認表

手順① 直近の認定調査の結果を用いて、「厚生労働大臣が定める状態像」に合致するか確認する。

手順② 合致すると判断される者については、市への例外給付の届出は不要です。

対象外種目	厚生労働大臣が定める状態像 (第95号告示第25号のイに定める者)		該当する基本調査の結果
ア. 車いす 及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3. できない」 該当する基本調査結果なし。
		(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	→医師の医学的な所見及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議を通じ、担当ケアマネジャー等が判断する。
イ. 特殊寝台 及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」
		(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
ウ. 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者		基本調査 1-3 「3. できない」
エ. 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は、 基本調査 3-2～3-7 のいずれかが「2. できない」 又は、 基本調査 3-8～4-15 のいずれかが「1. ない」以外 その他、主治医意見書において認知症がある旨が記載されている場合も含む。
		(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ. 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3. できない」
		(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3. 一部介助」 又は「4. 全介助」
		(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する基本調査結果なし。 →医師の医学的な所見及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議を通じ、担当ケアマネジャー等が判断する。
カ. 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く)	次のいずれにも該当する者	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」
		(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4. 全介助」